

長洲町事業継続支援金

■長洲町事業継続支援金とは

国の「持続化給付金」の対象者とならない町内の中小企業者など（農林水産業者などの個人事業主を含む）に対し、事業者の継続支援を目的に、法人へ20万円、個人事業者に10万を支援します。熊本県事業継続支援金事業との併用は可能。

■支援金額

法人 20万円／個人事業者 10万円

※申請については1回限りです。

■支援要件

次の全てを満たす者

1. 町内に事業所を有し、町内に住所を有する者で、3か月以上継続して事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思を有する者
2. 1か月の事業収入が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者
3. 町税等に滞納がない者
4. 国の「持続化給付金」に該当しない者

■申請書及び添付書類について

【法人】

- ①長洲町事業継続支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②確定申告書別表1の写し(対象月の属する事業年度の直前の事業年度分)
- ③対象月の月間事業収入が分かるものの写し(売上台帳、決算書、帳簿、月別売上表(様式第2号))
- ④履歴事項全部証明書の写し(発行から3か月以内のもの)
- ⑤振込先口座の通等の写し(1頁目及び2頁目)

【個人事業者】

- ①長洲町事業継続支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②確定申告書別表1の写し若しくは所得税青色申告決算書の写し(令和元年年分)
- ③対象月の月間事業収入が分かるものの写し(売上台帳、帳簿、月別売上表(様式第2号))
- ④振込先口座の通等の写し(1頁目及び2頁目)
- ⑤本人確認書類の写し
- ⑥開業届出書の写し(創業3か月以上1年1か月未満の事業者のみ)

※確定申告書第1表の写しを提出できない方は、令和2年度分の市町村民税道府県民税申告書の写し

※申請締切日:令和3年1月15日

■申し込み・問い合わせ

長洲町役場 まちづくり課 商工観光係(☎0968-78-3219)